第３【指数等の情報】㊸
［１・２　略］
第四部【特別情報】
第１【最近の財務書類】㊹
第２【有価証券の様式】㊺
第３【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】㊻
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
［ａ～ｆ　略］
ｇ　第二部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。
(a)　財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社について記載すること。
［(b)・(c)　略］
ｈ　「第四部　特別情報」のうち、「第１　最近の財務書類」及び「第２　有価証券の様式」に掲げる事項にあっては提出会社が継続開示会社である場合、「第３　保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあっては当該保証会社及び連動子会社（第19条第３項に規定する連動子会社をいう。㊷及び㊻において同じ。）が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。
ｉ　［略］
［⑵～⒀　略］
⒁　新株予約権証券の募集
［ａ～ｌ　略］
ｍ　「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄は、第二号様式記載上の注意⑿ｍに準じて記載すること。
ｎ　［略］
ｏ　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄は、第二号様式記載上の注意⑿ｏに準じて記載すること。
ｐ　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｐ及び⒄ｆにおいて「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
ｑ　［略］
［⒂～⒅　略］
⒆　コーポレート・ガバナンスの概要
第二号様式記載上の注意⒆に準じて記載すること。
⒇　［略］
(21)　監査の状況

第３【指数等の情報】㊷
［１・２　同左］
第四部【特別情報】
第１【最近の財務書類】㊸
第２【有価証券の様式】㊹
第３【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】㊺
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
［ａ～ｆ　同左］
ｇ　第二部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。
(a)　財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社を連結したものについて記載すること。
［(b)・(c)　同左］
ｈ　「第四部　特別情報」のうち、「第１　最近の財務書類」及び「第２　有価証券の様式」に掲げる事項にあっては提出会社が継続開示会社である場合、「第３　保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあっては当該保証会社及び連動子会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。
ｉ　［同左］
［⑵～⒀　同左］
⒁　新株予約権証券の募集
［ａ～ｌ　同左］
ｍ　「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄は、第二号様式記載上の注意⑿ｊに準じて記載すること。
ｎ　［同左］
ｏ　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄は、第二号様式記載上の注意⑿１に準じて記載すること。
ｐ　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
ｑ　［同左］
［⒂～⒅　同左］
⒆　株価の推移
ａ　株式が本邦内の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な１金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。
ｂ　株式が本邦以外の地域の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な１金融商品取引所の市場相場についてａと同様の記載をし、当該金融商品取引所名を注記すること。
ｃ　株式が店頭売買有価証券として本邦内の認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。
ｄ　その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。
ｅ　株価は普通株について記載すること。
⒇　［同左］
(21)　コーポレート・ガバナンスの状況